

松江市余裕期間設定工事試行要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、松江市が発注する建設工事(営繕工事は除く)について、受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に労働者の確保や建設資材の調達を計画的に行うことができる余裕期間を設定した工事を実施するにあたり、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 余裕期間

契約締結(予定)日から工期の始期日の前日までの期間をいう。

(2) 実工期

工事を施工するために必要な期間(準備及び後片付け期間を含む。)として発注者が示した期間をいう。

(3) 全体工期

実工期に余裕期間を加えたものをいう。

(4) 工期の始期日

実工期の始期をいう。

(5) 工期の終期日

実工期の終期をいう。

(6) 発注者指定方式

発注者が工期の始期日を指定する方式をいう。

(7) 任意着手方式

発注者が示した工期の始期日 期限までの間に、受注者が工期の始期日を選択できる方式をいう。

(8) フレックス方式

発注者が示した全体工期の間で、受注者が工期の始期日と終期日を選択できる方式をいう。

(対象工事)

第 3 条 対象工事は下記の建設工事とする。

当初設計金額4,000万円以上の土木一式工事

当初設計金額2,000万円以上のとび・土工・コンクリート工事(法面処理工事)

当初設計金額1,000万円以上の舗装工事(アスファルト舗装工事)

ただし、下記の工事等については対象外とする。

- ・緊急性のある工事
- ・竣工日又は供用開始日が定められている工事
- ・発注者が余裕期間制度になじまないと判断した工事
- ・余裕期間を設定することで関連する工事等の進捗に影響を与える工事

(余裕期間の設定方式)

第4条 余裕期間の設定方式は、原則フレックス方式とする。ただし、発注者の判断により、発注者指定方式又は任意着手方式のいずれかの方式を設定することができる。

(余裕期間の設定)

第5条 発注時の余裕期間は、工期の30%を超えず、かつ60日を超えない範囲内で設定する。

(前払金の請求時期)

第6条 余裕期間設定工事の前払金は、工期の始期日以降でなければ請求することができない。

(工期の始期日までの現場管理等)

第7条 余裕期間における現場管理は、発注者が行うこととする。

2 受注者は、余裕期間において資材等の準備を行うことができるが、現場への資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

3 受注者は、余裕期間において現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて別に定める。

附則

1 この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月22日以降に入札公告を行う工事から適用する。